

高齢者インフルエンザ予防接種が10月1日から始まります

初秋から冬にかけて流行するインフルエンザは、予防接種をうけることにより体内に抗体をつくり、かかった際の重篤化を予防することができます。

予防接種の2週間後から約5か月程度、効果があるとされていますので、インフルエンザが流行する前の接種をお勧めいたします。その際は、予防接種の効果と副反応について理解したうえで接種をしましょう。

対象者

- ① 接種当日、宇美町に住民登録のある65歳以上の方
- ② 接種当日、宇美町に住民登録のある60歳以上64歳以下の方で、身体障害者手帳1級程度の心臓、じん臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害をお持ちの方

期間 10月1日(水)～平成27年1月31日(土)までの期間内1回

費用 自己負担額 1,000円
ただし生活保護世帯に属する方は診療依頼書等を医療機関窓口へ提出していただき、確認できれば自己負担額はありせん。

町内接種医療機関

いりえ小児科医院・おかべ小児科クリニック・岡部病院・おがわクリニック・加来循環器科内科医院・粕屋南病院・楠原医院・神武医院・飛嶽内科医院・中川整形外科クリニック・中西内科クリニック・古川整形外科医院・山崎産婦人科小児科医院

※なお、町外での接種は手続きが必要な場合がありますので、接種前に医療機関または健康づくり推進室にお問い合わせください。

11月がん検診の申し込み期限が近づいています

11月に実施するがん検診等の申込期限が近づいています。まだ受診されていない方はがんの早期発見のために、この機会にぜひお申し込みください。なお、詳細につきましては「住民検(健)診ご案内」に掲載しておりますのでご覧ください。

また、5月に宇美町が配付したがん検診(子宮頸がん・乳がん・大腸がん)無料クーポン券をお持ちの方は、この機会にぜひご利用ください。今年度の集団健診としてのがん検診の日程は、11月が最後です。

検診日 11月13日(木)～11月17日(月)の5日間

申込期限 10月6日(月) **場所** うみハピネス

申込方法 専用はがき(※)
(※)うみハピネス、役場総合案内に予備をおいています。
※定員になり次第締め切ります。予約状況や料金等詳細については、お問い合わせください。

けんこうだより

健康に関する情報をお知らせします。

平成26年 10月1日から

定期予防接種の対象に2つの疾病が加わります

水痘(水ぼうそう)…A類疾病

水痘・带状疱疹ウイルスによる急性感染症です。感染力が強く主に空気感染し、発疹と38℃前後の発熱を伴って発病します。一般に軽症で済みますが、肺炎、気管支炎、脳炎などを合併し、重篤になることがあります。※すでに水痘にかかったことがある方は定期接種の対象となりません。

●A類疾病の予防接種は、主に集団予防を目的とし、本人(保護者)に接種の努力義務があります。

対象者	生後12月から生後3歳未満の方は 3か月以上 の間隔をおいて2回接種。
	※1回目の接種から3か月経過したときに3歳になっている場合は、2回目の接種ができません。お早目の接種をおすすめします。 ※任意接種として水痘ワクチンの接種を受けたことがある方は、すでに接種した回数分の接種を受けたものとしてみなします。
経過措置	3歳から5歳未満の方は 平成27年3月31日 までの経過措置として1回接種ができます。 ※すでに任意接種として水痘ワクチンの接種を受けたことがある方は除きます。

高齢者肺炎球菌感染症…B類疾病

肺炎球菌は、莢膜(きょうまく)と呼ばれる膜で覆われ、感染すると肺炎のほか、慢性気道感染症、中耳炎、髄膜炎などの原因になる細菌です。

23価ワクチンの接種により、莢膜型肺炎球菌の約80%に対応できると言われています。

●B類疾病の予防接種は、主に個人予防を目的とし、本人が希望する場合に行われ、接種の努力義務はありません。

対象者	平成26年度の対象者 (平成26年度中に下記の年齢になる方)
① 60歳以上64歳以下の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(身体障害者手帳1級程度)をお持ちの方。	※平成27年3月31日までに接種を済ませてください
② 平成26年度から平成30年度までの間は、毎年度指定された生年月日の方が定期接種の対象となります。	65歳 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生
※すでに任意接種として23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、 定期接種の対象となりません 。また、過去5年以内に23価肺炎球菌ワクチンを再接種した場合、注射部位の痛み、紅斑、硬結等の副反応が強くなるなどの報告もあるため、接種歴の確認をお願いします。	70歳 昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生
費用…自己負担額 4,000円	75歳 昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生
ただし生活保護世帯に属する方は診療依頼書等を医療機関窓口へ提出していただき、確認できれば自己負担額はありせん。	80歳 昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生
	85歳 昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生
	90歳 大正13年4月2日～大正14年4月1日生
	95歳 大正8年4月2日～大正9年4月1日生
	100歳 大正3年4月2日～大正4年4月1日生
	101歳以上… 大正3年4月1日以前の生まれの方

※接種できる医療機関については、健康づくり推進室にお問い合わせください。